

令和7年度 産業廃棄物処理委託料金表

| 種類及び名称 | | 具体例及び備考 | 処理単価 (円/kg) |
|-----------------------|---------------------|---|----------------|
| 汚泥 | 有機性 | 下水道汚泥、食品汚泥、油混入汚泥等 ※油分5%未満のものに限る。 | 60 |
| | 無機性 | 杭打ち汚泥、セメントミルク汚泥、道路側溝清掃汚泥等 | 30 |
| 廃油 | 常温で固形状のもの | アスファルトルーフィング等 | 100 |
| | 廃油 | エンジンオイル、潤滑油、作動油等 ※引火点70°C以上のものに限る。 | 75 |
| | 引火性廃油 | 引火点70°C未満の廃油。 灯油・軽油・廃塗料・合成樹脂塗料用シンナー等。※一部受入不可の場合もございます。 | 別途協議 |
| 廃酸、廃アルカリ | | 現像液、定着液、不凍液等。 ※PH 2超～PH 12.5未満のものに限る。 | 75 |
| 廃プラスチック類 | 有機物付着 | 動植物性残さ等が付着したもの ※一般廃棄物が付着していないものに限る。 | 70 |
| | 塩素系プラスチック | 塩ビ管・農業用ビニール等 ※搬入時の大きさ制限はありません。 | 75 |
| | 発泡スチロール | ※一般廃棄物が付着していないものに限る。 | 200 |
| | 上記以外のもの | ビニール、廃フレコン、FRP、建築紙、コルゲート管、スタイルホーム、コーティング、廃プラスチックの複合物、廃タイヤ(ホイール無し)等 | 55 |
| 紙くず | | 建設業、パルプ製造業等から排出されるもの(業種限定有り) ※事務所から発生する事務書類は除く。 | 55 |
| 木くず | 伐木 | 建設工事から発生するもの以外は別途協議 | 20 |
| | 抜根 | 建設工事から発生するもの以外は別途協議 | 30 |
| | 製材(混入物等なし) | 測量材、新材、解体材等(業種限定有り) ※廃パレットについては、業種限定が有りません。 | 15 |
| | 製材(混入物等あり) | 他の廃棄物が混入しており、前処理が必要なもの ※木くず以外の廃棄物の混入割合が概ね5%以下に限る。 | 30 |
| | 焼却処理するもの | 防腐剤付のもの、腐敗材、枕木、木杭(新材を除く)、はしご胴木等 | 70 |
| 繊維くず | | 建設工事から発生した天然繊維のたたみ等(業種限定有り) | 55 |
| 動植物性残さ | | 食料品製造業・医薬品製造業等から排出されるものに限る。(業種限定有り) | 75 |
| 動物系固形不要物 | | と畜場、食鳥処理場から排出されるものに限る。 | 300 |
| 金属くず | | 鉄くず、非鉄金属等 | 6 |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | | ガラスくず、陶磁器くず、吸音板、スレート、その他窯業系サイディング等 ※石綿含有産業廃棄物を除く。 | 55 |
| 鉱さい | | 鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす等 ※廃棄物の性状・性質に応じて、分析表の提出をお願いすることがございます。 | 60 |
| グラスウール、ロックウール | | ※フレコン等の袋に入れて搬入してください。 | 130 |
| がれき類 | コンクリートがら (有筋・無筋) | ※再生可能なものに限る。 | 5 |
| | その他がれき類 | アスファルトがら、レンガくず、コンクリートブロック、素焼土管等 | 55 |
| 動物のふん尿 | | 畜産農業に係るものに限る。 | 300 |
| 動物の死体 | | 畜産農業に係るものに限る。 | 300 |
| 混合廃棄物 | 電子機械類 | 家電リサイクル品を除く電子機械類 ※本体にバッテリーを含むものを除く。 | 180 |
| | 油付着の廃棄物 | 廃ウエス、オイルマット、エレメント、オイル空缶、その他油付着物 | 90 |
| | 埋立処分するもの | がれき類、ガラス類、陶磁器類、金属くず、廃プラスチック、金属性の混合物 廃サンドブラスト(廃プラスチック、鉱さい、金属の混合物) | 55 |
| | 上記以外のもの | 建設混合廃棄物、塗料缶、廃タイヤ(ホイール付き)、事務机等 ※その他大型混合廃棄物(ゴムキャタ等を含む)については別途協議。 | 70 |
| 燃え殻、ばいじん | | DXN含有3ng/g以下 ※分析機関による分析表の提出が可能なものに限る。 | 別途協議 |
| 廃石膏ボード | | ※石綿含有産業廃棄物を除く。 | 別途協議 |
| 石綿含有産業廃棄物 | | ※石綿含有の可能性がある主な廃棄物: 石膏ボード・スレート・Pタイル | 別途協議 |
| 処分するために処理したもの(13号) | | 分析機関による分析表の提出が可能なものに限る。 | 別途協議 |

■処理方法は、廃棄物の性状・性質等により異なります。埋立処分の場合は、北海道循環資源利用促進税が1,000円/t掛かります。

■リサイクル製品(木材チップ・コンクリート碎石)の販売については別途ご相談ください。

■収集運搬車両(特殊車両を含む)及びごみカゴも揃えておりますので、お気軽にご相談ください。



空知興産(株) 雨竜産業廃棄物処理施設

住所:雨竜郡雨竜町字恵岱別207番地299 電話:0125-78-3222 FAX:0125-78-3888